

○うきは市地域づくり活動費補助金交付要綱

平成26年2月25日

告示第9号

改正 平成30年3月9日告示第15号

(趣旨)

第1条 うきは市の地域活性化を図るためうきは市振興基金条例（平成17年うきは市条例第207号）の規定に基づき設置された基金を原資として、予算の範囲内において市民の連帯強化及び一体感の醸成並びに市内外からの集客を目的とするイベントに対し、うきは市地域づくり活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、うきは市補助金等交付規則（平成17年うきは市規則第37号）に定めるもののほか、この告示に定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 うきは市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事業所を有する法人をいう。
- (2) 地区自治協議会 市内小学校区（山間部においては地区）単位に組織された行政区（自治会）の共同体をいう。
- (3) 任意団体 構成員5人以上（法人が含まれる場合は1法人を1人と数える。）で組織され、かつ、その構成員の3分の2以上が本市の市民である団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、地区自治協議会又は任意団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる地域づくり活動は、地域活性化を図るため補助対象者が主体となり、創意工夫して市内外で実施する事業であって、市民の連帯強化及び一体感の醸成並びに市内外からの集客を目的とするものとする。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は補助対象外とする。

- (1) 他の補助金等の交付を受けている場合
- (2) 営利を目的とする場合
- (3) 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する場合
- (4) その他市長が不適当と認める場合

2 補助対象となる地域づくり活動は、交付決定の年度内に事業完了するものとする。

(補助金交付の限度)

第5条 同一年度内における同一団体への補助の回数は、地区自治協議会は2回、任意団体は1回を限度とする。

2 地区自治協議会を除き同一団体等の同一事業に対する補助金の交付は、初めて申請した年度から5年を限度とする。ただし、事業申請、採択については毎年度行うものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第1に定める補助対象経費に、別表第2の補助率を乗じた額(1,000円未満は切捨て)とし、限度額は1件あたり30万円とする。

2 当該事業の実施にあたり、他の収入(協賛金、広告料、事業による収入等)がある場合は、その額を補助対象経費の額から控除するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 地域づくり活動の企画書又は計画書

(2) 予算書(様式第2号)

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者が自治協議会の場合は、申請年度の事業計画及び予算書の補助を受けようとする地域づくり活動に関係する箇所にマーカー等で印を付けたものを併せて添付しなければならない。

3 申請者が任意団体の場合は、団体名簿を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出された場合は、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(概算払い)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「受給者」という。)が、当該補助金について概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により概算払請求書が提出された場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の一部又は全部について概算払をするものとする。

(実績報告)

第10条 受給者は、事業完了後速やかに、実績報告書（様式第5号）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施状況が確認できるカラー写真
- (2) 決算書（様式第6号）
- (3) 支出を証明する書類の写し
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第11条 市長は前条の規定により実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、補助金額を確定し、確定通知書（様式第7号）により受給者に通知するものとする。

（その他）

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月9日告示第15号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

項目		補助対象経費（例）	補助対象外経費（例）
報償費 （謝礼、記念品等）		外部講師等への謝礼等 出場謝礼金等 参加者への記念品等（1団体あたり1万円、又は1人あたり1,000円を上限）	構成員が講師等を務めた場合の謝礼
	需用費	消耗品費	事務用品等
		燃料代	単価が1万円以上のもの ガスの使用料等 事業に必要な車両のガソリン代等
		食糧費	打ち上げ等の食事代 外部講師の食事代等 開催日当日の構成員等の食事代等（1人1食あたり500円を上限）
		印刷製本費	事業に必要な資料、パンフレット等の印刷やコピー代、記録用写真代等
		光熱水費	事業で使用した電気代、水道料
役務費	通信運搬	講師等の招聘や参加者の募集、開催	

	費	通知等の郵送料 事業に必要な材料等の送料	
	広告料	新聞、テレビ、ラジオ広告に要する 経費	手土産代
	手数料	各種手数料	
使用料、賃借料		事業に必要な会議室や施設、器具の 使用料や車両等の借上料 高速道路等の使用料	
原材料費		事業に必要な製造等に使用する原材 料、食材等	
その他		市長が特に必要と認める経費	公益性を欠く経費

別表第2（第6条関係）

事業実施主体	補助率
地区自治協議会	7／10
任意団体	3／10